

次に、教育費を除く歳出について理事者の説明を受けた後、質疑に入りましたが、さしたる質疑もなく、続いて教育費についても説明を受け、質疑に入りました。

委員より、体育館の指導員のローテーションについての質疑に、常時熊川体育館には二人いるもので、実際は六名ぐらの指導員を確保してローテーションを組むものであるとの答弁の後、起立により採決いたしましたところ、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました次第であります。

何とぞ当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 次に、建設委員長在原 博君。

（建設委員長 在原 博君登壇）

○建設委員長（在原 博君） おはようございます。御指名がございましたので、議案第八十三号昭和六十二年度福生市一般会計補正予算（第三号）歳出予算のうち建設委員会所管分につきまして審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書） 別添参照

理事者より内容説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、仮称市道三一一号線の道路の関係で、土地鑑定価格が途中で変わったとの説明があったが、これは当初予算を組むときに、あらかじめ地主との売買についての了解を得て組んだものか、それとも予想だけで組んだものか伺いたい。これに対し、この道路の鑑定の関係については、当初地主との折衝の中で、現在、道路として使っていくような判断のもとに道路敷として現在の道路買収価格での買収予定で開発公社が先行取得し、その中で鑑定料を組み、それを市が買い戻す予算であったが、緑地を買収することになった関係で新設道路であるとの判断から新たに鑑定をお願いしたところ、買収価格が大幅に上がったということで、この補正を組んだという経過である。

委員より、今説明を聞くと、当初の基本的計画において積算の見積もりをはっきり立てていなかったのではないかとと思う。土地の高騰の折、思いがけない価格の差というものが出て、せっかくの計画が挫折するようなことがあってはいけないということ、詰めだけはきちんとやり、今後こうした問題を慎重にやっていたきたいという要望があり、委員より、中福生公園の新設事業費のところ、権利者の人数と平方メートル当たりの単価はどのくらいか、また、これから設計委

託をするということであるが、特にあそこは奥多摩街道に面しており、すり鉢型になっているので車の飛び込みや、あるいは子供がその公園に行くための交通安全上の配慮もする必要があると思うが、その辺の考え方を伺いたい。

これに対し、中福生公園については権利者が六名おり、買収価格については全体面積では四千四百八・五五平方メートルであるが、その中身としては平坦地部分が三千五百五十四・四五平方メートルで、平方メートル当たり十八万一千五百円である。また、のり地部分が八百五十四・一〇平方メートルあり、その単価は平方メートル当たり十五万一千円である。また現在、中福生公園の予定されている出入り口については四方所ほど考えているが、まだ実際に設計作業に入っていないが、そうした作業の中で十分検討し、また危険のないような出入り口を確保したいと考えている。

委員より、公園整備のところ、最近遊具についてはローラーで回るようなすべり台とかフィールドアスレチックのようなつり橋などがあるが、現在、どのような遊具を導入することを考えているか。これに対し、公園の遊具については、防衛補助ということで補助金を出す方の意向も無視できないので、思ったものがつけられない事情もあるが、できるだけ市民の要望に沿った遊具を設置できるよう努力していきたい。

委員より、私道整備事業費の関係で、当市も環境整備も大分進んだ。来年あたり土地評価額の変更というのがあり、税収も伸びるようになると思うので、それがある程度市民に返還する意味からも二十メートル以下の私道整備についても考えたかどうかと思うが、いかがか。これに対し、当初予算で三千万円をいただいて既に十七本発注済みであり、また今回七本程度の要望があるが、平均して一本当たり四十九メートルと大型化しており、これがある程度完了し小型化してきた段階で改正した方がよいと思っている。

委員より、公園の新設事業費のところ、既設の公園の遊具についても、当時は余り人がいなかったが、現在は大分人口がふえたところもあるので、そういったところの公園の充実についても考えたかどうかと思う。また私道整備の関係で、この補正については大胆に予算をとってもらい、二十メートル以上の私道整備を早く進めてもらいたいと思うが、足りない場合に補正をしていただけるか。

これに対し、既設の公園の遊具の設置あるいは砂場をつくってほしいとか、いろいろ御要望をいただいているが、既設の公園の整備については努力していきたいと思っている。要望に対する消化であるが、毎年二千五百万円あるいは三千万円という形で予算を組ませていただき整備を急いでいるが、何とか消化をしているという状況である。これからも事情の

許す限り、できるだけ予算を確保し進めていきたいと考えている。

その後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。何とぞ当委員会報告のとおり御決定いただきますようお願い申し上げます。審査報告といたします。

○議長（村尾栄次君） 次に、厚生委員長齋藤 巽君。

（厚生委員長 齋藤 巽君登壇）

○厚生委員長（齋藤 巽君） 御指名がございましたので、議案第八十三号昭和六十二年度福生市一般会計補正予算（第三号）（歳出予算のうち厚生委員会所管分）につきまして審査報告をさせていただきます。なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書） 別添参照

本案審査に当たって理事者より内容説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、消防費で今回宝くじの関係から百三十万円の助成が出たが、これは毎年いただけるのかとの質疑に対し、今回は自主防災組織に助成されたが、一般のコミュニティー事業も対象になっているので、いろいろな事業に振りかえらるることになる。

また委員より、民生費で家庭奉仕事業の対象人員はどのくらいふえたのか、児童手当の対象人員は何人くらいか、生活保護費で、当初予算の積算の根拠となった前年度の数字と精算した結果の人数との差はどのくらいかとの質疑に対し、理事者より、家庭奉仕事業の対象者は身障者関係で当初三人が、九月一日現在九人にふえた。短期間の派遣等もあるので、今後継続が予想される世帯とし、予算的には七人分を計上したが、うち一世帯は入退院を繰り返しているため四世帯分として計上した。児童手当は六十二年二月分から支給基準が改正され、当初と比較し千百名の増となった。

生活保護の六十一年度当初見込みは、過去の実績から積算し、三百八十二世帯、六百五十二人と、前年度と比較して大幅増が見込まれたが、実際には三百五十三世帯、五百八十人と二十九世帯、七十二人の減であった。金額で言うと、当初が八億七千六万七千円、決算が七億七千七百八十四万一千六百四十七円と、約一億円近い減であるとの答弁がなされ、また委員より、生活保護の決定はどのような形で行うかとの問いに、本人の申請があったらケースワーカーが面接をした後、実態調査を行って二週間以内に決定する。八月一日現在、三百七十六世帯、六百九人が受給しているとの答弁がなされ、

その後お諮りしましたところ、全員異議なく原案とおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告とおり御決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより各委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。十一番松山 清君。

（十一番 松山 清君登壇）

○十一番（松山 清君） 議案第八十三号昭和六十二年度福生市一般会計補正予算（第三号）について反対討論をいたします。

補正三号は確定した財源であります。市税の増収分一億六千六百万円や繰越金二億六千七百万円など合計四億四千万円もの一般財源の歳入があるにもかかわらず、都市施設整備基金への繰り戻し二億円と予備費へ一億二千三百万円の計上をし、三億円を上回る一般財源の留保をしてしまって市民の要望を実現する、そうしたところに振り向けようとはしていません。

この九月議会の時点で、そうした確定した財源を用いて補正予算を組むことは本来当然のことであるわけでございますが、本予算は財源留保を重点としており、これは田村市政が市民の方に温かい目を向けていない何よりももの証明であると思っております。

そうした点を指摘して、簡単ではございますが、補正予算に対する反対討論といたします。

○議長（村尾栄次君） 次に、賛成者七番佐藤慶二君。

（七番 佐藤慶二君登壇）

○七番（佐藤慶二君） お許しをいただきまして、議案第八十三号に対して、私は賛成の討論をいたします。

今回の補正内容を見ますと、民生費関係における都支出金を初め、市税においても今回大幅な増額となり、国庫支



出金でも防衛補助金がここで認められたための補正であります。これらの財源で市道を初め、公園などの工事費に充て一日も早く工事に着手しようというもので、これらはまことに当を得た補正であると存じます。

殊に、今回の補正におきましては、当初予算時において一部都市整備基金に取り崩しておりましたが、こうした市民の貴重な税金をより効率的に運用するために、このたび二億円余りと、この基金に繰り戻そうという措置もとられており、今後発生するであろう財政需要に備え、公庫の憂いを残さないためにも非常に適切な措置であると思います。

このような理由から、私は本補正予算に対しまして賛成するものであります。以上です。(拍手)

○議長(村尾栄次君) 以上で討論を終わります。

これより議案第八十三号について起立により採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、各委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(村尾栄次君) 起立多数であります。よって議案第八十三号は、各委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(村尾栄次君) 日程第六議案第八十四号昭和六十二年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第二号)を議題といたします。

本案については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 齋藤 巽君登壇)

○厚生委員長(齋藤 巽君) 御指名がございましたので、議案第八十四号の審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

本案審査に当たって理事者より内容説明を受けましたが、特に発言もなく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長(村尾栄次君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第八十四号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

○議長(村尾栄次君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第八十四号について採決いたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 御異議なしと認めます。よって議案第八十四号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(村尾栄次君) 日程第七陳情第六十二、十四号都立川短大を生活科学系大学(四年制)に昇格させるための陳情書を議題といたします。

本件については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(総務委員長 村野和一郎君登壇)

○総務委員長(村野和一郎君) 御指名でございますので、陳情第六十二、十四号につき、委員会における審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(陳情審査報告書) 別添参照

委員より、この学校は食品についての専門的に勉強しているわけですが、二年制であり資格習得が困難であります。また就職にも影響する。でき得れば四年制大学に昇格するよう、ぜひ採択していただきたいとの意見がありました。

また委員より、これから私たちの生活環境を見るとき、公害問題もあり、まして口から入る物は重要な意味を持ってい

る。その中で食品関係の資格を取り得るよう、短大を四年制大学にすることに賛成であるとの意見が述べられた後お諮りいたしましたところ、全員異議なく採択すべきものと決定いたしました次第であります。

何とぞ当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で委員長報告は終わりました。
これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

これより陳情第六十二—十四号について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、採択であります。

お諮りいたします。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって陳情第六十二—十四号は、委員長の報告のとおり採択されました。

○議長（村尾栄次君） 日程第八陳情第六十二—十五号福生市に非核都市宣言を求める陳情書を議題といたします。

本件については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いします。

（総務委員長 村野和一郎君登壇）

○総務委員長（村野和一郎君） 御指名がございましたので、陳情第六十二—十五号につき、委員会における審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（陳情審査報告書）別添参照

○委員より、既に千三百三十六の市町村が非核都市宣言を行っている。また、八二、八三年のライシャワー発言以降、日本に核が運ばれていた、しかし、船や飛行機に積んだままの寄港や着陸であれば、これはトランジットといわゆる通過で

あり事前協議の対象ではないという文書が出てきたわけで、横田基地にトランジットの可能性は十分にある。このことから平和宣言をした上で非核都市宣言をさらに行うべきであり、本陳情は採択されるべきであるとの意見がありました。

委員より、既に何度も審査してきたように、昭和四十五年の世界平和都市宣言で核兵器の廃絶、核戦争の防止をうたっており、この宣言を充実し、かつ活動的にしていくことで十分であり、加えて非核都市宣言の必要はない。よって本陳情は不採択すべきであると意見がありました。

委員より、核が五万発も存在する中で核兵器をなくすということは、思想、信条を問わず一致できるものである。また平和都市宣言で十分のことであれば同趣旨と思うし、それならば非核都市宣言をやってもよいのではないか。原子力発電の問題では若干考えを異にするが、一日も早く非核都市宣言を行うべきであるとの発言がありました。

また委員より、既に世界平和都市宣言もされ、その中で非核のこともうたわれており、改めてやる必要はない。原子力発電の問題もエネルギーの観点から必要であり、今後人類の英知と経験に基づき、完全な平和利用が考えられるものである。以上の見地から、本陳情は不採択とされたいとの意見が出されました後、起立により採決いたしましたところ賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました次第であります。

何とぞ当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願いをいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で委員長の報告は終わりました。
これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。八番林田 武君。

（八番 林田 武君登壇）

○八番（林田 武君） 陳情第六十二—十五号福生市に非核都市宣言を求める陳情書に対して、反対の立場から御意見を申し上げます。

この陳情書と同内容の陳情書は、前議会において昭和六十一年六月、九月、十二月、六十二年三月と提出され、さらに

今議会においても六十二年六月の定例会において提出され、そのたび総務委員会で不採択、本会議でも否決され、議会としての一定の意思決定がなされていることは御承知のとおりであります。

それにもかかわらず、こうして毎議会のたびに同じような陳情書が提出されることは、福生市平和都市宣言や福生市における非核三原則堅持に関する意見書、さらに福生市において核兵器の全面撤廃と軍備縮小推進に関する意見書が福生市議会から出されたのを当然御承知の上で、なおかつ非核都市宣言に対する議会の意思決定を御承知の上で、それでも足りない、あるいは自分たちの薦める非核をというように受け取られます。

何度も申し上げますが、六回の総務委員会あるいは本会議で私どもが申し上げ、市民の皆様にも御理解いただいておりますことは、昭和四十五年十二月二十一日、福生市では世界平和都市宣言市となり、福生市議会からは意見書として昭和五十六年六月一日、非核三原則堅持に関する意見書、五十七年三月二十七日には核兵器の全面撤廃と軍備縮小の推進に関する意見書が出され、これらはすべて福生市民が世界の恒久平和を願い、戦争を防止し、原水爆の脅威から人類を守ろうというものであり、陳情者の御意見と全く一致するものであります。

私も福生市民は、世界平和都市宣言をもとに核兵器の全廃を訴えてまいりました。その一例が福生市役所にある平和像であり、非核三原則堅持を訴えた平和の塔であります。私も福生市民は、世界平和都市宣言で意図するところは十分に全うしていると信じ、加えて非核都市宣言をしなければならぬという必要性は今はないということであり、

さらにいま一つ、今回の陳情の内容を見ますと、原子力発電に対しても反対というようなことが言われております。委員長報告にもありましたように、総務委員会においても、委員より、核兵器と核エネルギーとは違うという意見があり、そのとおりだと思います。我が国における原子力エネルギーの四〇％近くが原子力発電に依存していると聞き及んでおります。これをストップさせることは国内のすべてが麻痺状態に至ってしまいます。いずれの日にか、この地球上に石油が一滴もなくなる日が必ず来るわけで、そのときには、核は石油にかわるエネルギー源として平和利用されるに違ひありません。したがって、原子力発電所に反対という陳情を認めるわけにはいきません。

以上二点を申し上げ、陳情者に対する反対意見といたします。(拍手)

○議長(村尾栄次君) 次に、賛成者十三番遠藤洋一君。

(十三番 遠藤洋一君登壇)

○十三番(遠藤洋一君) 陳情第六十二―十五号福生市に非核都市宣言を求める陳情書についての賛成の討論を行いたいと思います。

総務委員会での討論の中でも申し上げましたけれども、既に千三百を超す市町村あるいは府県が非核都市宣言を行っているわけです。非核都市宣言の中身というのは、ただいま反対者が行いましたように、どの市町村あるいは幾つかの市町村におきましてもうすでにすけれども、それぞれ平和都市宣言、かつての宣言というのを行っているところが多いんです。このことは何度も申し上げていますからここで重ねて申し上げる必要はないと思いますけれども、そのことがあればあるほど、やはりもう一度非核都市宣言を福生市で行うべきではないかというのが、この間、賛成者から出しましたけれども、何度にもわたる非核都市宣言を求める陳情ではないかと思えます。

同内容というふうにおっしゃっていただきましたけれども、毎回毎回それぞれいろんな方々がそれぞれ自分の思いを陳情の内容に示しているわけでして、それから言いますと私は決して陳情者が、例えばそのためのだけにするというふうにはとても思えないです。

もう一つは、私も福生市民は必要はないとおっしゃっていますけれども、陳情者も福生市民ですから、それから考えますと、陳情してくる一人ひとりの市民の意見というのは、やはり議会としては大事にしなければならぬというふうに思っております。

陳情といいますのは御承知のとおり、例えばどここの国民がどこから陳情しても構わないものです。例えばカナダに住んでいるベトナム人が福生市に陳情しても構わないという性格のものでありますから、あらゆる市民に開かれたものだということから考えますと、窓を閉ざすことはやはりいけないのではないかと思っています。

中身の問題からいきますと、例えば原子力発電と、それから核を同じに扱っているのはまずいのではないかという意見もあります。しかし、今の現状から言いますと、原子力発電の危険性というのは極めて高いわけです。総務委員会の議論の中でもチェルノブイリの事故についても触れたところがありまして、それほどでもなかったというような発言が続いたんですけれども、しかし、現実には去年の四月の末に起きた事件で、五月の五日の日に東京に降った雨の中には相当量の放射能が含まれていたというのはだれもが知っているわけです。

それから、もう一つはいまだに至るまで、きょうに至るまで輸入食品、例えばベルギーやデンマークやオランダから来

ている食品に関しては、放射性の危険物の抽出がずっと行われているんです。それで輸入がストップされている物も随分あるわけです。

幾つかの報告もありましたよね。例えば同じ日に私の友人がポーランドのワルシャワに読売新聞の特派員で水島というのがおりますけれども、もう戻ってまいりましたけれども、ポーランドでのそのチェルノブイリ以降の大騒ぎ、あるいは西ドイツに滞在している作家の小田 実の報告を聞く限りでは、やはりヨーロッパでは相当なことが起こっているわけです。それはやはりチェルノブイリで起こったことが核兵器ではない核の平和利用は大事だと言いますが、それは現実にはそんなに安全なものではないんだということを示していると思うんです。もしも人類の英知があるとすれば、それらのことの安全が本当に確かめられた上で行うべきことであって、例えばそこから出てくるプルトニウムについては結局のところ何千年たっても何万年たっても半減ができないという形で人間に影響を残すこともあるわけです。

そういうことから考えますと、今、核兵器とそれから原発とが同じように危険であるということとはだれでも今明らかなんです。それをエネルギーの問題、石油が一滴もなくなるからといったような危機感だけで、原子力発電をおおることは非常に危険だというふうに思っています。

それらの意見を述べまして同時に、やはり何といひましても世界に五万発もある核をとにかく一つでも減らしたいという努力、それから私たちが住んでいる横田基地に幾つも核があるかもしれないという指摘の中で、私たち福生市民が非核都市宣言を求めるのは僕は当然だと思います。

何度も申し上げますけれども、平和都市宣言をしていればしているほど、もう一回非核都市宣言をすることで私たち市民の自覚や、あるいは地域の自覚を高めていくことが大事だとも思っています。そういう意味から言ひまして、阪上孝男さんから出ました福生市に非核都市宣言を求める陳情につきましては、ぜひ議員の皆様のお賛同を得まして採択をしていただきたいと思います。

そのことを申し添えまして賛成討論にかえていきたいと思います。(拍手)

○議長(村尾栄次君) 以上で討論を終わります。

これより陳情第六十二―十五号について、起立により採決いたします。
本件に対する委員長の報告は、不採択であります。

お諮りいたします。

陳情第六十二―十五号は、採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(村尾栄次君) 起立少数であります。よって陳情第六十二―十五号は、委員長長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

○議長(村尾栄次君) 暫時休憩いたします。

午前十時五十六分 休憩

午後一時 一分 開議

○副議長(宮沢良一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第九議案第八十七号昭和六十一年度福生市一般会計決算認定についてを議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。

(収入役 高水 求君登壇)

○収入役(高水 求君) 御指名がございましたので、議案第八十七号昭和六十一年度福生市一般会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

おかげさまで昭和六十一年度の一般会計は、国家財政の大変逼迫している中、また社会経済の変動の激しい中におきましても、健全な財政運用を通じて市民の方々に一定のサービスが提供できましたことは、これひとえに議員先生方並びに関係各位と、それから市民の皆様の御協力と深い御理解のたまものと存じまして、厚く御礼申し上げます。今後とも引き続きよろしく御指導のほどを御願い申し上げる次第でございます。

さて、決算を御説明いたします前に、昭和六十一年度の市の財政一般につきまして普通会計ベースで、その概要をちょっと申し上げてみたいと存じます。

まず、収支の状況から見ますと、歳入の伸び率が歳出の伸び率を若干上回りまして、実質収支が一億一千万円程度の増

加をし、さらに実質収支比率も一・五ポイントほど増加しております。それから単年度収支も増加しておりますけれども、実質単年度収支は、昨年に比べまして財政調整基金の積立金の減少とか、あるいは起債の繰上償還が前年度はございましたけれども、当該年度はそういうことがないというようなことで八千二百万円ほど減っております。それから歳入の合計では前年に比べまして八・八％大幅に増加しておりますけれども、この中で特に市民税を中心とした市税が九・七％と順調な伸びを示しておりますことが一般財源の伸び率が六・五％に大きく寄与していることであると思います。

それから、普通建設事業費の中で補助事業が減少しておりますために国庫支出金の落ち込みが若干目立っておりますけれども、一方、都の支出金は調整交付金や、あるいは振興交付金の増額によりまして国庫支出金の減少を補う形となっております。また当該年度は、仮称第八小学校建設基金を廃止いたしましたして、都市施設整備基金等から一部取り崩しまして新しく学校施設整備基金を設け、積み立てをした等のことがありまして繰入金が大幅に増加しております。

歳出につきましては、総体的な伸び率は七・五％でございますけれども、この中で義務的経費が〇・八％の増加を示しておりますけれども、これは主として人件費の増高によりまして、義務的経費は全体の指数の三九・八％を占めております。それから投資的経費は一・七％の増加でございますけれども、補助事業が少なく、単独事業費において一四・六％ほど増加しております。それから物件費は九・五％の増加、それから、その他が二三・一％という伸びを示しておりますけれども、これは先ほども申し上げました基金の積み立てがあった関係でそういうことになっております。

以上が歳入歳出の概要でございますけれども、なお、その他の財政の指針を若干申し上げますと、経済収支比率は七五・三％で、これは前年と同じでございますが、公債費比率は一〇％で前年より〇・九ポイントほど下がっております。それから基金の総額でございますが、運用基金も全部含めますと五十三億四千四百七十一千余円になっておりまして、前年に比べますと八億四千八百何がしの増加を見ております。起債の残高は四十九億二千四百六十四千余円で、前年に比べまして五千四百五十四万五千円程度増加しておりますけれども、債務負担行為額は十億五千八百八十二万五千円で、前年に比べまして五億一千六百十二万五千円程度減少しております。

自主財源と依存財源の比率を見ますと、自主財源は五四・六％、それから依存財源が四五・四％で、前年に比べますとともに三・八％の自主財源が増加で、依存財源が同率の減ということでございます。

それでは本題に戻りまして、歳入歳出決算の概要について御説明申し上げますので、お手元の決算書の一ページから二ページの総括表がございしますが、予算総額は歳入歳出とも百三十四億七千八百八十八千円でございまして、これは予算規模におきましては、前年に比べますと八・九％の十億九千六百八十一万九千九百八十八千円ほどの予算では増加しております。

歳入決算額は百三十三億三千八百六十六万六千二百五十八円、収入率は九七・一％でございますが、歳入の不足は繰越明許の財源の未収によるものでございます。それから歳出の決算額は百二十九億五千二百五十八万八千四百三十六円、執行率が九六・一五％で、前年が九八・六％で若干下がっておりますけれども、これも繰越明許事業の関係でありまして、繰越明許がなかった場合を見ますと九八・四二％でございますのは前年並みの執行率と相なっております。歳入歳出差引残金は三億八千五百六十五万七千八百二十二円、これは翌年度へ繰り越してございますが、この中には繰越明許費として一般財源を四千八百四十三万二千円が含まれております。

それでは、まず歳入から御説明申し上げますので、五ページ並びに六ページをお開き願いたいと思いますが、まず第一の市税でございますが、市税は五十六億三千二十八万五千円ほど収入でございますが、収入率が一〇二・〇％、全体に占める歳入決算額の構成比は四二・二％で、前年に比べ九・七％の伸びを示しております。それは市民税において一〇・四％、それから固定資産税において八・七％、都市計画税において八・四％、それからたばこ消費税については一八・〇％、それから軽自動車については四・一％、それからガソリン税におきましては一・三％のそれぞれの伸びを示しておりますけれども、電気税におきましては六百十五万六千余円ほどの前年対比減でございますが、これは四・二％ほどになっております。

それから市税全体の徴収率は九六・二％で、前年より〇・三ポイントほど上昇しております。それから不納欠損処分は一千三百四十五万七千円で前年より三百万円程度ふえております。それから件数では千二百二件で百九十五件ほどふえております。それから収入未済額、要するに滞納額でございますが、二億一千五十二万五千余円で、これは前年とほぼ同額に近い数字を示しております。

それから次に、二の地方譲与税におきましては、前年に比べまして三百七十万二千円ほど増額となっております。それから、自動車取得税交付金につきましては二千五百五十五万円ほどの増加。

それから、四の国有提供施設等所在市町村助成交付金等につきましては二百五十五万三千円ほど増加をしております。五の地方交付税におきましては、前年に比べ八千二百五十万六千円ほどの減収になっておりますが、これは六十年

までは西多摩衛生組合に対する配分金を当市でまとめてやっておりますが、当該年度からそれぞれの構成団体に直接交付されるというような関係でその数字が減ったようになっております。

それから、六の交通安全対策特別交付金は若干九十六万円ほどの前年対比は減収でございます。

それから、七の分担金及び負担金は千四百六十一万二千元ほどの、やはりこれも減でございますが、これは土木費の負担金、すなわち西住宅周辺地区排水路関係の事業の関係が主なものでございます。

それから、八の使用料及び手数料につきましては五百四十一万五千円増加しておりますが、これは土木使用料におきましては一千二百万円ほど増加しておりますけれども、教育手数料と、それから衛生手数料で合わせて六百七十五万円程度減っております。

それから、次に七ページから八ページにわたりまして国庫支出金がございますが、国庫支出金は冒頭も申し上げました補助事業関係で減っております、前年に比べて約一〇％、金額にいたしまして二億九百八十五万円何がしが減っておりますが、これは国庫補助金で二億七百万円ほど、特に土木費の補助におきまして八千七百万円ほど減っておりますが、これも先ほどもちょっと触れました西住宅周辺地区排水路の関係の補助金の減、それから教育費におきまして一億八千五百八十万四千円の減でございますが、これは学校施設防衛関係の補助金が減っております。それから収入不足金の五千五百七十二万一千円でございますが、これは先ほどもちょっと触れましたけれども、国庫補助金の繰越明許費の収入未済分の六千八百八十三万円が主たるものでございます。

それから、十の都支出金は一億一千八百六十三万円ほど、一二％強ふえておりますけれども、これは民生費の負担金が四千万円ほどの増加、それから総務費の補助金で六千二百九十九万円の増加、これは調整交付金それから振興交付金等で六千万円増加をしております。それから収入不足金の三千九百九十九万一千円でございますが、これは仮称熊川地域体育館の都の補助金が翌年度に繰り延べされたというような関係でございます。

それから、十一の財産収入につきましては七百六十五万円、三・二％ほど前年度より減っておりますが、これは御案内のとおり利子等の利率の変動等に伴いまして、利子及び配当収入で一千八百十万余円が減収の主なることでございます。

それから、十二の寄附金では一億一千八百八十一万三千円の増加をしておりますが、これは宅地開発指導要綱に基づく一般寄附金等が主たるものでございます。

それから、十三の繰入金金は大幅にふえまして二億九千四百六十九万円ほど前年に比べましてふえておりますけれども、これも冒頭申し上げました都市施設整備基金の繰入金で学校施設整備事業基金へ、いわゆる積み立てがえといえますが、そういうもので三億八千六百四十八万八千円ほどふえておりますし、それから土木費事業の充当財源として三千五百万円ほど充当させていただいております。

それから、十四の繰越金は二千三百六十一万七千余円。

それから、十五の諸収入は五千三百七十六万六千余円の二・六％ほどの増加を示しておりますが、これは収益事業の配分金におきまして三千五百万円ほど増加しておりますし、それから大変残念なことでございますけれども、自動車事故等の損害賠償の保険金が入っておりますのが三千六百二十九万円ほど入っておりますというようにふえております。

それから、十六の市債でございますが、これは八千七百二十万円ほど増加をしておりますけれども、収入未済の一億八千九百万円は繰越明許分に対する市債でございます。

次に、歳出に移らせていただきたいと思いますけれども、九ページから一〇ページでございますが、まず、第一の議会費でございますけれども、議会費は執行率は九九・三％で、前年に比べますと一二％強ふえております。金額において二千三百六十六万三千円ほどふえておりますが、これは主として人件費の増加でございます。

それから、二の総務費の執行率は九八・一％で、前年に比べますと一億七千四百七十一万五千円ほど増加しております、やはりこれも議会費と同じ一二・七％ほど増加しておりますが、これは総務管理費で一億四千六百余万円、中でも人件費それから退職手当特別負担金準備基金の積立金の増加、それから先ほど歳入で申しました交通事故の賠償金などがふえた主たるものでございます。

それから、戸籍住民基本台帳費では六百万円ほど減っておりますが、これは火葬場組合の負担金が七百八十万円ほど減っております。それから前年は住居案内表示板をつくりましたけれども、そういうものは当該年度にはなかったというように減っております。それから選挙費は一千六百七十四万四千余円ふえておりますが、これは御案内のとおり衆議院、参議院の同日選挙の費用、それから都知事、都議会の補選、それから市議会の選挙の準備費として載っております。そういう関係でふえております。

それから、統計調査費では一千百九十九万円ほど減っておりますが、これは前年度は国勢調査がありました関係で、当

該年度はございませんので、そういった関係で減っております。これが総務費の概要でございます。

それから、三の民生費でございますが、民生費は執行率が九七・六％でございますが、前年に比べますと七千二百万円ほど減っておりますが、これは社会福祉費では四千六百五十五万円ほど伸びておりますが、児童福祉費で一億一千三百八十万何がし減っております。これは前年度はつくし保育園の除湿工事で四千万円ほど、それから、すみれ保育園の用地買収などが八千二百万円ほどありまして、そんな関係で、ことしはそういうものがございませんで減っておりますこと、それから生活保護費において四百八十万円ほど減っております。

民生費では、これは児童措置費等に要する比が何としても大きく六億一千百万円ほどかかっておりますし、また御案内のように国保会計への繰出金の二億三千二百万円とか、あるいは老人福祉の増進に関する費用で一億九千二百万円、そういうものが大変大きくかかっております。

それから、四の衛生費の執行率は九八・四％で伸び率としてはわずか〇・三％でございますので、前年とそう大きく違いはございませんけれども、ただ、やはりここでも交付税、西多摩衛生組合関係の交付税の配分金が前年では七千六百三十四万余円ありましたが、そういうものがなくなったというようなことでございます。

それで、衛生費におきましては、やはり清掃関係の費用が大変かかっておりますが、清掃事務に要する経費では二億八百三十四万余円、それから、じんかい処理費に要する経費としては一億一千六百三十万余円、それから不燃物処理に要する経費で六千六百万円ほどかかっておるのが大きなウエイトを示しているようでございます。

それから、五の労働費の執行率は九四・六％で、前年に比べますと百八万円ほどの減でございますが、これは人件費の減額でございますが、人事異動等によりましての減額であります。

それから、第六の農林水産業費でございますが、これは執行率が九八・六％で、前年に比べまして二・八％の伸びでございますが、主なものとしては農林水産業費では緑化推進に要する経費が六百七十三万余円が大きなものでございます。

それから、七の商工費でございますが、商工費は執行率が九五・六％で、前年に比べますとほとんど同じでございますけれども、五十五万九千円ほど少なくなっておりますが、商工費では大体補助金が主でございまして、商工会に対する補助金が千百八十五万円何がし、それから武蔵野商店街の振興組合、要するにモデル商店街ですか、その関係の補助金が五百二十七万何がし、それからあと桜祭りの補助金が百二十万円といったようなものが商工費では大きな支出であらうというものでございます。

うものでございます。

それから、八の土木費では執行率が九九・一％で、前年に比べて一二・六％の三億五千二百五十三万円程度伸びておりまして、土木費は全体の構成比を見ますと二四・三％というかなり高い率になっておりますが、これは道路橋りょう費におきましては一億四千三百万円程度ふえております。二四％強ふえておりますが、これは御案内のとおり福生駅自由橋の改良工事費に一億二千二百余万円を投じておりますし、また都市計画費におきまして一億四千四百三十二万余円の増加をしております。これは公園整備費で仮称福生西口広場公園新設事業に要する経費で四億一千七百万円ほどふえております。

それから広場、これも同じ関連でございますが、広場整備費で一億三千二百二十万余円ふえております。また、あべこべに西住宅排水路事業費関係では一億四千八百万円程度減っております。それから住宅費におきましては、市営住宅建設費で七千二百六十余万円を増加しております。そんな関係で土木費においては総体に一二・六％の伸びを示しておりますことでございます。

それから次に、一一、一二ページでございますが、消防費でございますが、消防費は執行率が九八・七％、前年に比べて三九％ほど、一億八千四百六十三万三千余円伸びておりますが、これは御案内のとおり無線放送施設整備工事に要する経費が六十年間はございませんで、六十一年度で一億三千六百七十五万円ほどかかっております。それから地域防災倉庫設置に要する経費、十五カ所ほど防災倉庫を設置しました。これがやはり一千六百十六万円ほど前年に比べてふえております。そんな関係で大幅に率としてはふえております。

それから、十の教育費でございますが、教育費は執行率が八五・五％と大変悪いわけでございますが、これは繰越明許費がございいます。もし、繰越明許費がなかったと仮定すれば九八％です。前年が九八・六％ですからほぼ同じ執行率であるということでございますが、したがいまして、決算額におきまして三億二千九百余万円ほど前年に比べ減っておりますが、これは小学校費において三億六千七百七十万円ほど減っておりますが、前年度、要するに六十年が大変さという工事費が多かった、総額で五億六千九百九十二万円ほど減りましたが、本年度はそれが一億三千六百八十九万円程度というようになって、前年度は第六小学校の防音改築工事とか、それから第五小学校及び第六小学校のプール改良工事、そういうものの三件を見ましても約三億円近い支出があったというようなこと、そんなものが影響しておると思います。それから中学校費におきまして、学校整備費におきまして三千四百六十万円ほど減っております。それから社会教育

費におきましては三千七百七十五万余円の増加、それから保健体育費においては一千五百八十万一千円の増加でございますが、これは仮称熊川地域体育館新築工事に要する経費として一億九百六十二万円ほどふえているというふうなことでございます。

それから、十一の公債費におきましては、これは執行率は一〇〇％でございますが、前年に比べますと一億六千七百四十三万一千余円ほど減っておりますが、これは六十年度は繰上償還が一億五千八百余万円ふえましたが、そういった関係が今年度はございませんで減っております。

それから、十二の諸支出金の執行率は一〇〇％で、前年に比べますと五億八千万円と、九三％というような増加を示しておりますけれども、これは先ほども申し上げました学校施設整備基金を新設いたしました五億四千八百十二万六千円ほど積み立てております。それは都市施設整備基金から三億八千六百四十八万八千円ほど、それから一般寄附金から一億四千三百八十八万八千円ほど、それから八小の基金を取り崩したのが二百八十四万八千円ほど、それから積立利子が一千八百四十万四何がし、こんなもので学校施設等整備基金を新たに設けて積み立てたわけでございます。

それから最後の、十三予備費でございますが、予備費は充用補助をさせていただきまして、十三件で二千五百二十三万七千円でございますが、これは総務費において八件でございます。それから衛生費が一件、それから土木費が一件、消防費が一件、教育費が一件でございますが、教育費の一千五百二十万二千円は仮称熊川地域体育館に要する用地の買収費の総額ということでございます。それから諸支出金で一件ございますが、八百六十万四千円何がし、これは学校施設整備基金積立金の財源でございます。

以上で歳入歳出の決算の概要を大変雑駁でございますけれども、説明を終わらせていただきたいと思います。何とぞ慎重御審議いただきまして、原案御認定いただきますようお願い申し上げます。説明にかえさせていただきます。と思います。

○副議長（宮沢良一君）

引き続き監査委員から監査結果の報告を求めます。

（監査委員 上野重勝君登壇）

○監査委員（上野重勝君） 御指名をいただきましたので、議案第八十七号昭和六十一年度福生市一般会計の歳入歳出決算審査報告を申し上げます。

まず、総括的なことを申し上げますと、市長から提出されました一般会計決算、特別会計決算及び各基金等につきまして、決算等の処理が法令等に準拠し記帳されているかどうか、あるいは予算が適正かつ効率的に執行されているかどうか、事務事業が効率的に執行されているかどうか等について、収入役を初め各関係部課長の出席を求めました。期間は七月の十六日から二十四日まで延べ日数にしますと七日間でございますが、この間において審査を実施した次第でございます。

その結果、まず本決算につきましては、お手元に御配付のような審査意見書のとおりでございます。その内容等につきましては省略をさせていただきたいと思ひます。その結果、本決算は、適法かつ適正に執行されているものと認められましたので御報告を申し上げます。

ただし、財政状況を取り巻きます現況は大変厳しいものがございまして、特に国の財政状態から行政改革、これらに関連をいたしまして国庫支出金の大幅削減ということがございます。これらは今後の財政運営につきましても看過できない問題でございます。したがって、今後は自主財源の確保に努め、特に税収につきまして、ただいま収入役の報告では本決算におきましては九・七％の増収ということが見込まれておりますけれども、現在の経済の低成長あるいはまた所得の伸び率の鈍化等を考えましたとき、それほど大幅な期待をすることはできないのではないかというふうに考えております。しかしながら、一方におきまして多様化、高度化したします市民ニーズにこたえて市民福祉の向上を図るためには、どうしても現在のような健全な財政運営が必要であると考えております。本決算におきましても、その財政指数につきましてはかなり大幅に向上をしており、非常によい結果であるというふうに判断をいたしております。

今後さらに財政運営につきましては自主財源の確保を図る、そしてまた自治法の本旨でございます最少の経費で最大の効果を上げるといふ財政運営に基づきまして経常的な経費の抑制に努め、あるいはまた組織の効率化等を図りまして、適正な運営を図り市民の御期待に沿うように御要望申し上げます。審査報告といたします。

○副議長（宮沢良一君）

以上で提案理由の説明及び監査結果の報告は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（宮沢良一君）

以上で質疑を終わります。お諮りいたします。